

## へき地診療所の新規指定について（岩城診療所）

## へき地診療所の新規指定について

- ・へき地診療所は、無医地区等の医療に恵まれない地域住民の医療を確保することを目的として設置・運営されており、令和8年3月31日現在、県内で48施設がへき地診療所に指定されているところ。
- ・上島町岩城診療所は、令和7年4月に医師が亡くなり、診療所を廃止していたが、医療法人心海会（ここみかい）が、令和8年5月上旬を目途に、診療所を再開することとなった。これに伴い、上島町からへき地診療所の指定申請があった。
- ・内容を審査したところ、適切と認められることから、へき地診療所として新規指定することとする。

### 1 新規指定診療所

- ・上島町 岩城診療所

（実施主体）

医療法人心海会（ここみかい） 理事長 次田展之

法人所在地：広島県尾道市百島町972番地

百島診療所（尾道市）、佐木島診療所（三原市）を運営

### 2 審査結果

#### ○設置基準

へき地保健医療対策実施要綱の3. へき地診療所－（3）設置基準のア～ウの要件に基づき検討した結果、指定に適することを確認した。

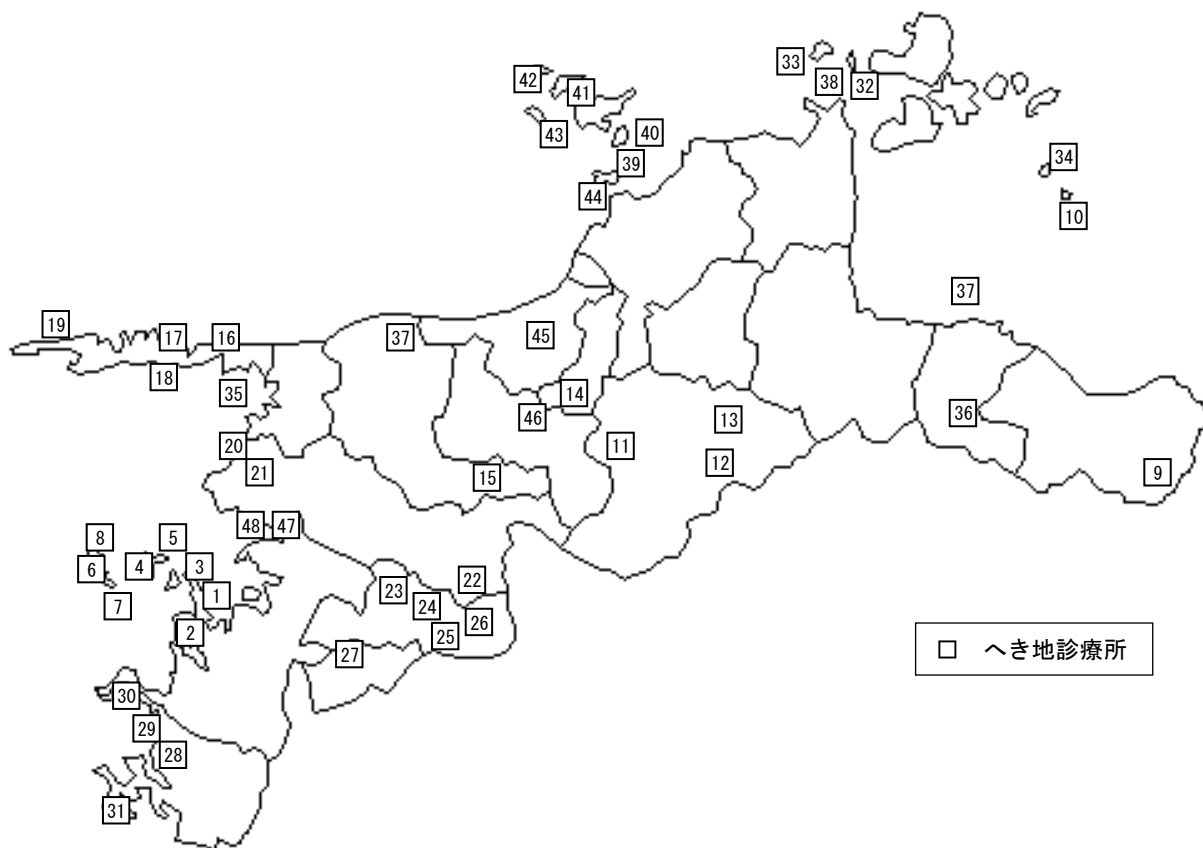
（3）設置基準 ア 要件	検討結果
当該診療所を中心としておおむね半径4kmの区域内に医療機関がないこと	適（最寄り医療機関までの距離：8.3km）
当該区域の人口が原則として1,000人以上であること	適（1,767人）
当該診療所から最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上要するものであること	約45分 （町有バス：約45分 徒歩+船1日4便：約25分）
指定の適否	適

#### ○整備基準

へき地保健医療対策実施要綱の3. へき地診療所－（4）整備基準のアイの要件に基づき検討した結果、以下のとおり当基準を満たしていることを確認した。

基準	検討結果
<p>ア 施設 へき地診療所として必要な診療部門（診察室、処置室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等）、また必要に応じて医師住宅及び看護師住宅を設けるものとする。</p>	<p>必要な診療室、処置室、待合室等を備えている。 また、レントゲンについては、今後整備予定で、それまでの間は、ポータブルレントゲンを使用する。</p>
<p>イ 設備 へき地診療所として必要な医療機器を整えるものとする。</p>	<p>開設時最低限必要となる心電図、血液検査機器、超音波検査機器等については、社会医療法人心海会が診療開始日までに整えることとしている。</p>
<p>指定の適否</p>	<p>適</p>

# へき地診療所所在地



## 【国民健康保険診療所】

1. 宇和島市国保遊子診療所 ※
2. 宇和島市国保下波診療所 ※
3. 宇和島市国保蔭瀨診療所 ※
4. 宇和島市国保戸島診療所 ※
5. 宇和島市国保嘉島診療所 ※
6. 宇和島市国保日振島診療所 ※
7. 宇和島市国保日振島診療所  
喜路出張所 ※
8. 宇和島市国保日振島診療所  
能登出張所 ※
9. 四国中央市国保新宮診療所 ※
10. 上島町魚島国保診療所 ※
11. 久万高原町国保父二峰診療所 ※
12. 久万高原町国保面河診療所 ※
13. 久万高原町国保面河診療所  
前組出張所 ※
14. 砥部町国保診療所 ※
15. 大洲市国保河辺診療所 ※
16. 伊方町国保九町診療所 ※
17. 伊方町国保瀬戸診療所 ※
18. 伊方町国保大久出張診療所 ※
19. 伊方町国保串診療所 ※

20. 西予市国保周木診療所
21. 西予市国保二及診療所
22. 西予市国保土居診療所 ※
23. 鬼北町国保愛治診療所 ※
24. 鬼北町国保小倉診療所
25. 鬼北町国保三島診療所 ※
26. 鬼北町国保日吉診療所 ※
27. 松野町国保中央診療所
28. 愛南町国保一本松病院附属  
内海診療所 ※
29. 愛南町国保一本松病院附属  
内海診療所家串出張所 ※
30. 愛南町国保一本松病院附属  
内海診療所魚神山出張所 ※
31. 愛南町国保一本松病院福浦出  
張所

## 【国庫補助を受けて設置した へき地診療所】

32. 大下出張診療所
33. 岡村診療所
34. 高井神へき地出張診療所
35. 八幡浜市大島診療所

## 【その他のへき地診療所】

36. 別子山診療所（新居浜市）
37. 大島診療所（ " ）
38. 小大下出張診療所（今治市）
39. 睦月診療所（松山市）
40. 野忽那診療所（ " ）
41. 怒和診療所（ " ）
42. 津和地診療所（ " ）
43. 二神診療所（ " ）
44. 興居島診療所（ " ）
45. 佐礼谷診療所（伊予市）
46. 済生会小田診療所（内子町）
47. たんぼぼ俵津診療所（西予市）
48. 狩江あじき医院（ " ）

## 【今回指定予定のへき地診療所】

49. 岩城診療所（上島町）

## ■へき地保健医療対策等実施要綱（一部抜粋）

### 3. へき地診療所

#### (1) 目的

この事業は、無医地区及び無医地区に準じる地区又は無歯科医地区及び無歯科医地区に準じる地区において診療所を整備、運営することにより、地域住民の医療を確保することを目的とする。

#### (2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が認める者とする。

#### (3) 設置基準

ア へき地診療所を設置しようとする場所を中心としておおむね半径4kmの区域内に他に医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口1,000人以上であり、かつ、診療所の設置予定地から最寄りの医療機関まで通常交通機関を利用して（通常交通機関を利用できない場合は徒歩で）30分以上要するものであること。

イ 次に掲げる地域で、かつ、医療機関のない離島（以下「無医島」という。）のうち、人口が原則として300人以上、1,000人未満の離島に設置するものであること。

(ア) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」

(イ) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する「奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域）」

(ウ) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する「小笠原諸島」

(エ) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する「離島」

ウ 上記のほか、無医地区等においてへき地診療所の設置が必要と都道府県知事が判断した地区に設置する。

#### (4) 整備基準

##### ア 施設

へき地診療所として必要な診療部門（診察室、処置室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等）、また必要に応じて医師住宅及び看護師住宅を設けるものとする。

##### イ 設備

へき地診療所として必要な医療機器を整えるものとする。

愛媛県保健福祉部長 様

上島町長 上村 俊之

へき地診療所指定申請にかかる理由書

**申請の趣旨**

上島町岩城地区における唯一の医療機関である「岩城島診療所」について、令和 8 年度年 4 月より社会医療法人心海会による運営が開始となり、離島における持続可能な医療体制の確保、救急医療、在宅医療の更なる充実を図る。

このため、地理的特殊性と交通インフラの脆弱性及び社会医療法人による公共性の高い医療提供を鑑み、住民の健康を守る拠点として、へき地診療所の指定を申請するものである。

**申請理由**

**(1) 地理的特殊性及び交通の脆弱性（時間的遮断の実態）**

岩城地区は、離島であり、隣接する上島町弓削地区の医療機関（民間経営）までの最短経路は、船による移動を伴う。当該航路の航行時間は、約 25 分であるが、運行便数は 1 日 4 便と極めて限定されている。令和 4 年の岩城橋開通により陸路での移動も可能になったが、町有バスでの当該区間の移動は約 45 分を要する。これらの状況下では、受診のための往復移動に数時間を要することが常態化しており、実質的な移動拘束時間は厚生労働省の定める「通常の交通機関を利用して 30 分以上」という基準を大幅に超過している。また、限られた便数による時間遮断は、住民の受診機会を著しく制限し、適切なアクセスの障壁になっている。

**(2) 社会医療法人による運営の公益性と安定性**

上島町では、岩城地区の医療体制を維持するため、高い非営利性とへき地医療実績を有する社会医療法人心海会を運営主体として選定した。離島における診療所運営は、人口減少や物流コストの高騰等により経営環境は極めて厳しいが、当該法人は公平かつ継続的な医療提供の責務を負う。

へき地診療所の指定を受けることで、愛媛県へき地医療支援機構等との緊密な連携が可能になり、公的な支援を活用し、民営でありながら公立診療所に準じる安定的な医療供給体制を構築することが可能となる。

**(3) 救急医療・在宅医療の高度化**

岩城地区は、高齢化率が高く、在宅での看取りや重症化予防へのニーズが増大している。社会医療法人のノウハウを生かし、島内完結型の初期救急体制を構築するとともに、近隣地区の医療機関とも連携し、相互補完的な医療ネットワークを形成する。

#### (4) 施設整備

診療所は、令和7年4月まで使用しており、必要な診療室、処置室、待合室等を備えている。また、医師住宅も整備している。

医療機器については、開設時最低限必要となる心電図、血液検査機器、超音波検査機器については、社会医療法人心海会が診療開始日までに整える。また、レントゲンは上島町が整備するとしているが、診療開始日までに整備できないため、購入するまでの間、社会医療法人心海会が保有するポータブルレントゲンを使用整備する。

